

一般競争入札公告

令和7年10月27日

社会福祉法人 皆の郷「(仮称) グループホーム第2ほくほくハウス 新築工事」について、下記のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

埼玉県川越市笠幡字後口 4063-1
社会福祉法人 皆の郷
理事長 長野佳代

1. 工事概要

- (1) 工事名称 (仮称) グループホーム第2ほくほくハウス 新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県川越市の場北2丁目13-2, 13-3
- (3) 工事内容 新築
- (4) 建物概要
 - 構造 木造2階建
 - 工期 令和7年契約日より令和8年3月10日まで
 - 用途 寄宿舍(障害者グループホーム)
 - 敷地面積 232.24 m²
 - 建築面積 98.75 m²
 - 延床面積 188.28 m²

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格 有(非公開)
- (3) 最低制限価格 有(非公開)
- (4) 入札保証金 無(免除)

3. 入札参加資格次に挙げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けているものはこの限りではない。
- (3) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(令和7・8年度)に登録されている単体企業(共同体は不可)で、直近の評価が次の条件を満たした事業者とする。
 - ① 埼玉県格付が建築工事でAランクであること。
 - ② 入札日に埼玉県指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でない者で、東松山県土整備事務所の管轄区域(東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村)、川越市に本店を有する者。
- (4) 公告日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 特定建設業許可を有すること。
- (7) 当法人の理事が役員をしている企業ではないこと。また、対象工事にかかる設計業務の受注者で

なく、当該受注者と資本または人事面で関連がないこと。

- (8) 元請（共同企業体としての請負工事を除く）として請け負った工事で、請負金額が1億円以上の社会福祉施設の建築工事实績を有すること。
- (9) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。

4. 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和7年11月4日(火) 17時まで(土日祝を除く)
- (2) 提出書類
 - ① 一般競争参加資格等確認申請書(様式有)
 - ② 入札参加資格等確認資料(様式有)
 - ③ 会社案内・会社経歴書
 - ④ 建設業許可証の写し
 - ⑤ 資格審査数値を証する書類
 - ⑥ 施工実績（件名、金額、延床面積、工期等）を証する工事請負契約書の写し

※ 書式は、問合せ先に電子メールにて請求のこと。

- (3) 提出方法
郵送、もしくは持参。郵送する場合は、下記の間合せ先に、郵送した旨、メールにより通知したうえで送付すること。（令和7年11月4日(火) 17時必着）持参する場合は、事前に連絡の上、指定された日時に持参すること。なお、提出書類は返却しない。
- (4) 提出先
〒350-1175 埼玉県川越市笠幡字後口4063-1
社会福祉法人 皆の郷
- (5) 問合せ先
電話 049-233-2940 FAX 049-234-2940
メール imonoko-1@mth.biglobe.ne.jp
担当 大島 宗宏
※ 問合せ時間は、10:00～17:00の間とする。（土日・祭日を除く）

5. 一般競争入札参加資格等確認通知及び設計図書等の配付

- (1) 入札参加資格等確認審査後、全ての業者に参加資格の有無についてメールで通知する。
- (2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等（入札等書式、図面・仕様書、質疑応答書）をEメールにより配付する。なお、現場説明会は行わないものとする。
- (3) 配付した設計図書等は、見積り以外には使用しないこと。
- (4) 設計図書等に質疑がある場合は、下記期日までに上記のメールアドレスへ送付すること。
 - ① 質疑期限 令和7年11月11日(火) 17時まで
 - ② 回答期限 令和7年11月14日(金) 17時までに、入札参加が認められた者すべてにメールにより通知する。

6. 入札日程等

- (1) 公 告 日 : 令和7年10月27日(月)
- (2) 参加資格申請締切 : 令和7年11月 4日(火) 17時までに必着
- (3) 参加資格通知日 : 令和7年11月 5日(水) メールで通知
- (4) 設計図書等配布日 : 令和7年11月 5日(水) メールで配布

- (5) 質 疑 書 締 切 : 令和7年11月12日(水) 17時までには必着
(6) 質 疑 回 答 日 : 令和7年11月17日(月) 17時までには回答
(7) 入 札 日 等
① 日 時 : 令和7年11月27日(木) 10時30分(10分前までには受付をすること)
② 入札場所 : 社会福祉法人 皆の郷 入所棟
〒350-1175 埼玉県川越市笠幡字後口4063-1
③ 入札方法 : 入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函
④ 開 札 : 入札後即開札
⑤ そ の 他 : 参加者は名刺を用意すること

7. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた 金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 入札を辞退するときは、速やかに入札辞退届により申し出ること。なお、設計図書等は入札辞退届提出時に返却すること。
(4) 入札参加にあたっては、入札日当日に入札金額見積内訳書を持参すること。落札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。
(5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
(6) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
① 入札に参加する資格のない者がした入札
② 次に掲げる入札書による入札
ア 入札者の押印がない入札書
イ 入札金額を訂正した入札書
ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書エ 押印された印影が明らかでない入札書
オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
③ 次に掲げる入札をした者がした入札
ア 代理人で委任状を提出しない者
イ 他人の代理を兼ねた者
ウ 2以上の入札書を提出した者
エ 2以上の者の代理をした者
④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
⑥ 郵便、電報、電話及びメール、FAXにより入札書を提出した者がした入札
⑦ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
⑧ その他公告に示す事項に反した者がした入札
(7) その他
① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。
② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。
③ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
④ 入札は当法人の監事及び理事の立ち会いによるものとする。

- ⑤ 市から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は2回まで実施する。ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入札は行わない。
また、再度入札に参加する者が1者のみとなった場合の再度入札は、当該再度入札のみとし、その後の再度入札は行わない。なお、前回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）。なお、随意契約の交渉に当たっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて市から認められた場合のみ契約を行うものとする。
 - ① 契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
 - ② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
 - ③ 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと
 - ④ 契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。（くじ引きの方法は棒引きとする。）

9. 契約方法等

- (1) 工事請負契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
ただし、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）による工事履行保証措置を講じること（工事完成保証人制度は採用しない。）。
- (3) 契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うとともに、市等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (4) 一括下請負契約を行わないこと。
- (5) 本契約の締結は、市が結果を確認し当法人の理事会での承認を受けた後とする。
- (6) 建設業法（昭和22年法律第54号）及び独占禁止法に抵触する行為を行わないこと。
- (7) 請負代金の支払い時期に関しては、以下の予定とする。工事着手時：工事請負金額の10% 工事完成時：工事請負金額の90%（ただし、補助金の入金後とする。）

10. その他

- (1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。
- (2) 本工事は、補助金を受けて行うものであるため、市等による検査のために必要な書類等の作成に協力を要するものとする。